Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

最近の検査における指摘事例

公認会計士・監査審査会
主任公認会計士監査検査官　佐藤　勝

November 2011

アジェンダ

1. 審査会検査の概要
2. 検査の一巡
3. 指摘事例集について
4. 不備原因の分析
5. 個別監査業務にかかる指摘事例
6. 品質管理体制にかかる指摘事例
7. おわりに

1. 審査会検査の概要(1)

検査の目的　公益の立場に立ち、財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、監査事務所における監査業務が適切に実施されているかどうかについて確認・検証

検査対象先　日本公認会計士協会(以下、「協会」)が会員に対し、監査業務の運営の状況の調査を実施し、審査会に結果の報告がなされた者を原則として対象

検査先の選定　協会からの報告において、監査業務が適切に行われているか、品質管理レビューにおける指摘が適切に監査業務に反映されているかなどを確認する必要があると認める監査事務所を選定

1. 審査会検査の概要(2)

検査の結果

公益又は投資者保護に資するため、行政処分その他の措置に関して金融庁長官に勧告した事案について原則として公表

検査の実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
検査の実施	6法人	7法人	9法人
勧告の状況	1法人	1法人	1法人

2. 検査の一巡(1)

検査の流れ(全体)

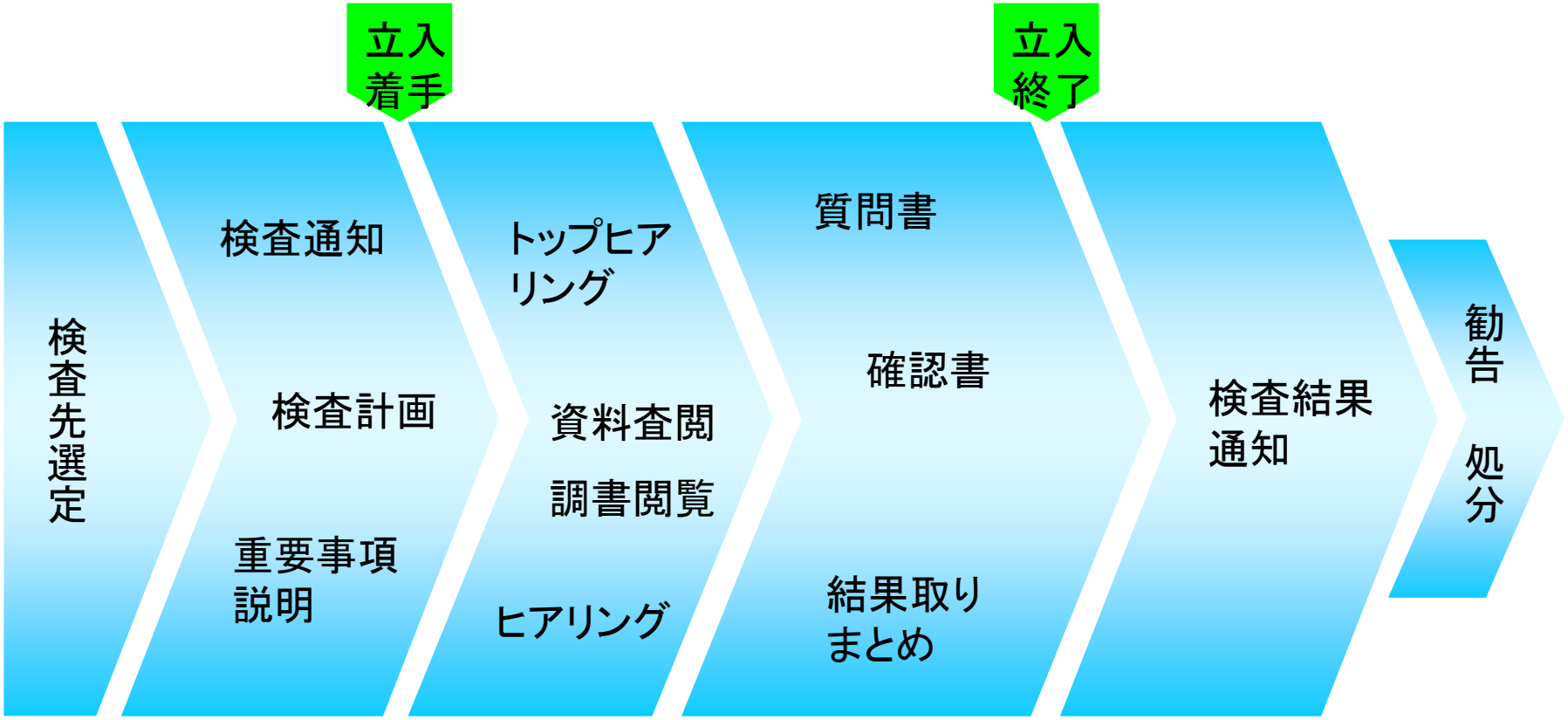

2. 検査の一巡(2)

立入着手前のプロセス

- ✓ 検査班編成
- ✓ 検査の通知
- ✓ 品質管理レビュー結果分析
- ✓ 検査計画
- ✓ 依頼資料リスト作成
- ✓ 検査の事前(重要事項)説明
- ✓ 品管体制/個別監査業務の分析

2. 検査の一巡(3)

立入着手後のプロセス

- ✓ トップヒアリング
- ✓ 品質管理体制関連手続
- ✓ 個別監査業務関連手続
- ✓ 検出事項の分析、評価
- ✓ 質問書、確認書の取り交わし

2. 検査の一巡(4)

品質管理体制の検査

- ✓ 監査事務所の運営全般と品管体制各項目について資料査閲、ヒアリング
- ✓ 検査の視点
- ✓ 検出事項の取扱い(質問書、確認書)
- ✓ 個別監査業務とのリンク

2. 検査の一巡(5)

個別監査業務の検査

- ✓ 検査対象個別監査業務について調書査閲、実施者へのヒアリング
- ✓ 検査の視点
- ✓ 検出事項の取扱い(質問書、確認書)
- ✓ 品質管理体制とのリンク

2. 検査の一巡(6)

品管体制検査と個別業務検査とのリンク

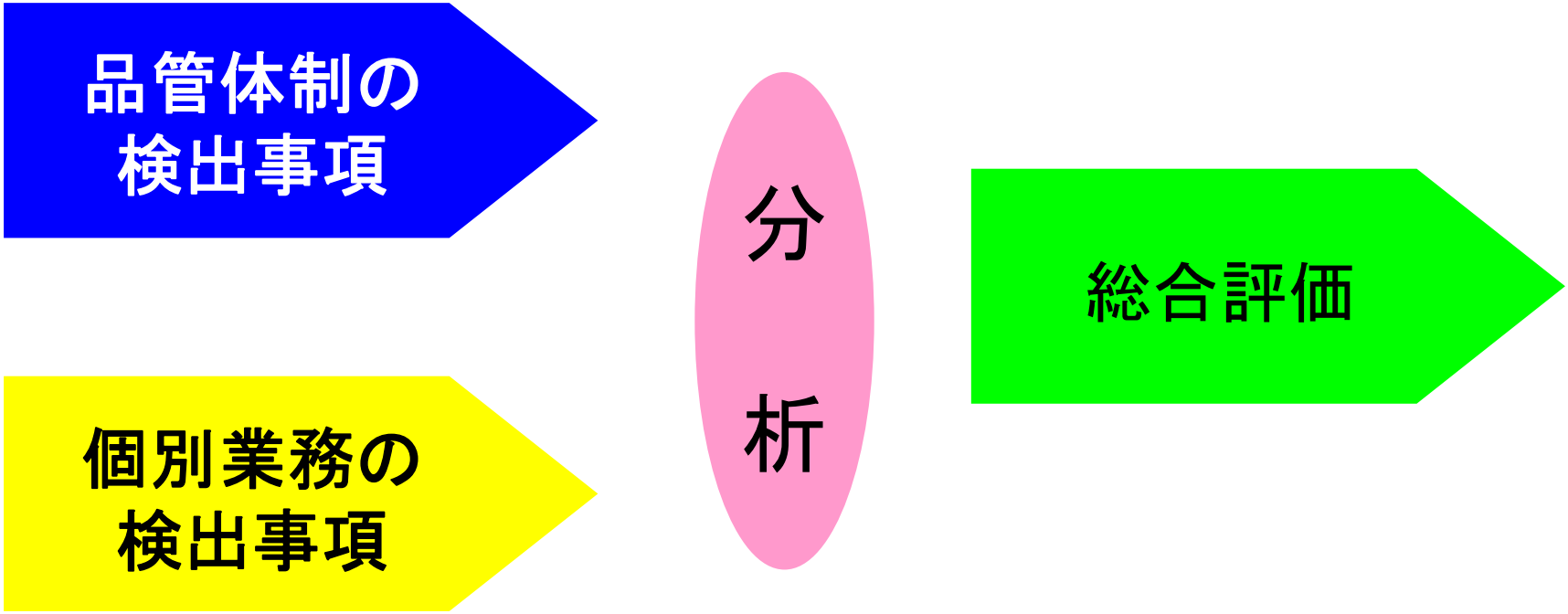

2. 検査の一巡(7)

検査結果通知プロセス～結果通知以降

- ✓ 検査結果の取りまとめ
- ✓ 検査結果通知書ドラフト作成
- ✓ 講評、意見申し出の有無確認
- ✓ 検査通知書交付
- ✓ (改善勧告)
- ✓ 改善状況の確認

3. 指摘事例集について(1)

目　的

監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促し、監査の信頼性及び資本市場の透明性を確保すること

選定基準

監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、監査事務所において参照することが有益である事項

3. 指摘事例集について(2)

指摘事例項目の分布(件数)

1	業務管理体制	29件
2	職業倫理及び独立性	11件
3	監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	7件
4	監査契約の新規の締結及び更新	6件
5	監査業務の実施	91件
6	監査調書	5件
7	監査業務に係る審査	15件
8	品質管理のシステム監視	7件
9	共同監査	1件

4. 不備原因の分析　不備と根本原因

✓　不備とは何か？

✓　不備の根本原因分析
- 不備の性質、数はどうか
- 特定の項目、実施者に限定されたものか
- 事務所や実施業務全体に蔓延しているものか
- 人的要因か品管システムの問題か
- 改善策はどのようなものか

4. 不備原因の分析　根本原因の相関

（不備原因の相関）

品質管理体制面　　監査実施者面

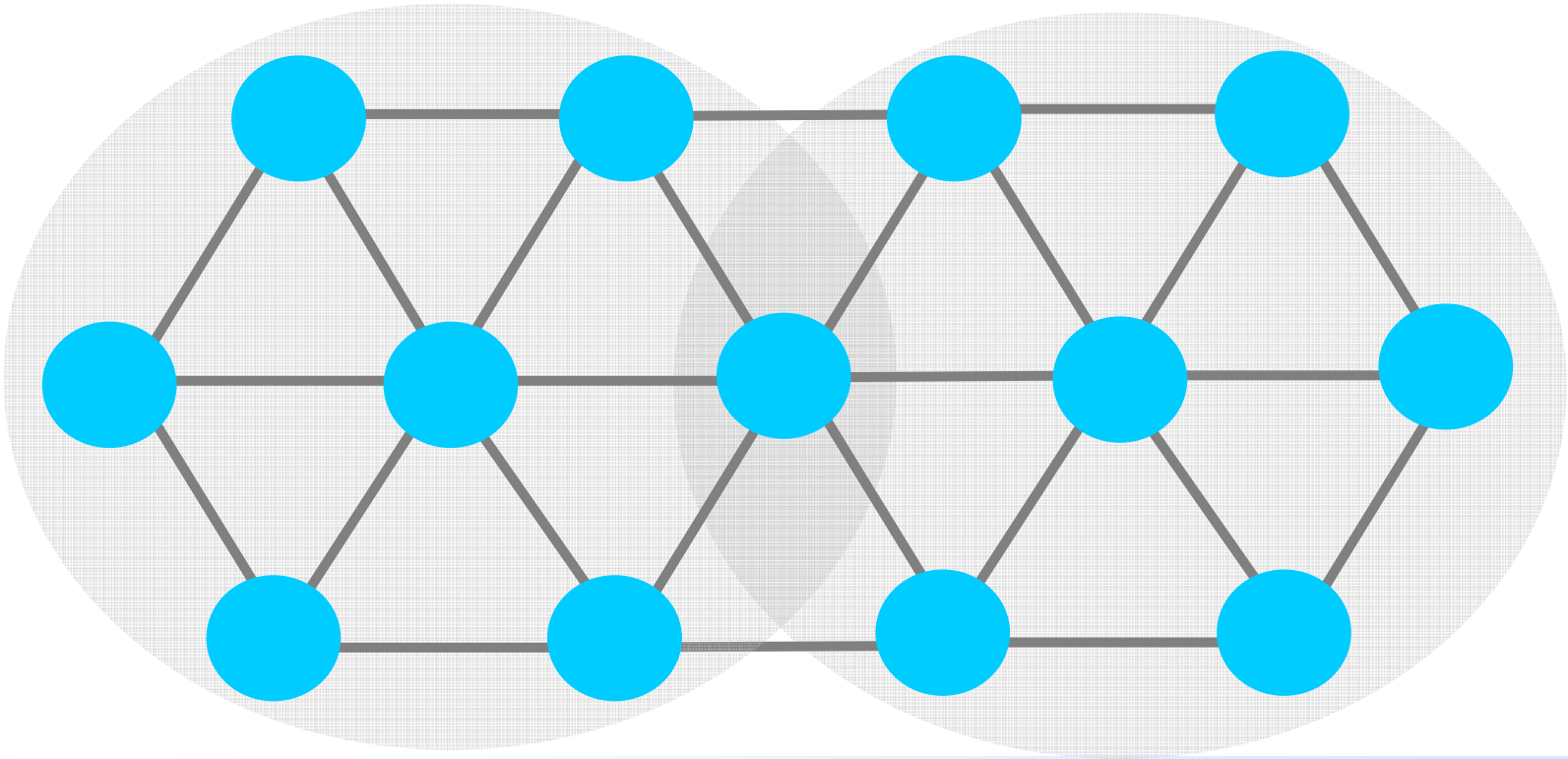

4. 不備の原因分析　参考(1)

（業務執行社員に求められる資質）

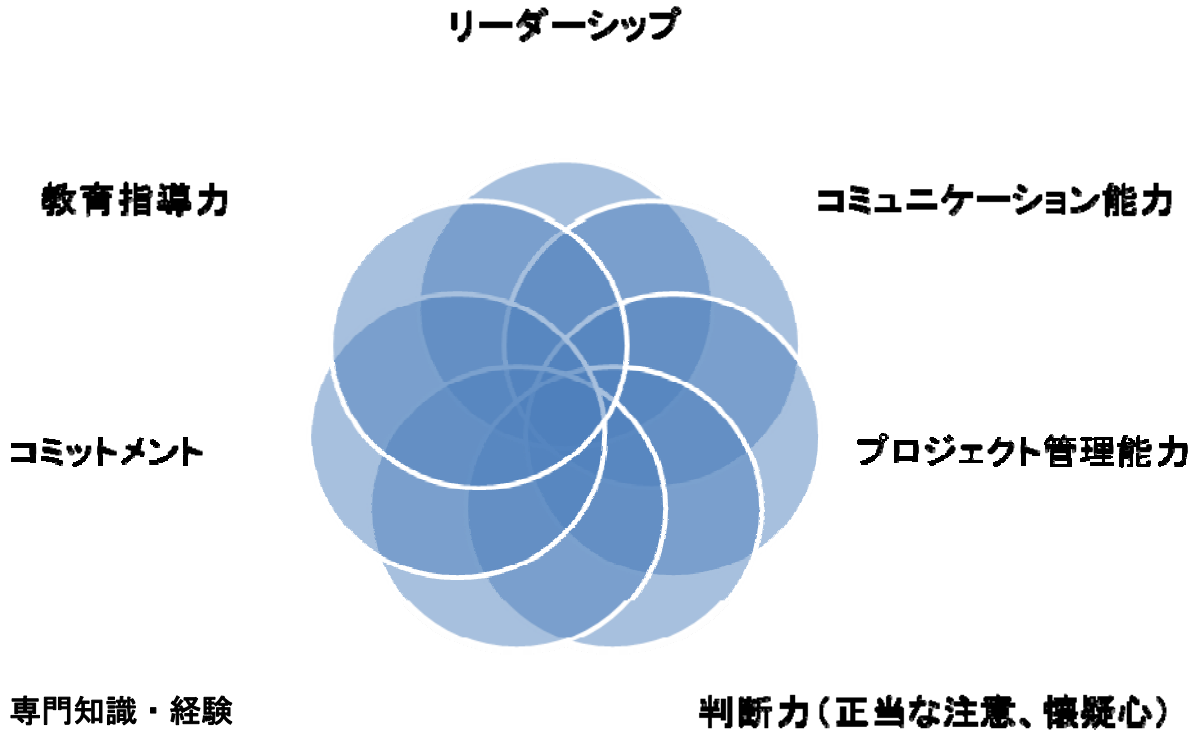

4. 不備の原因分析　参考(2)

(監査業務と品質管理)

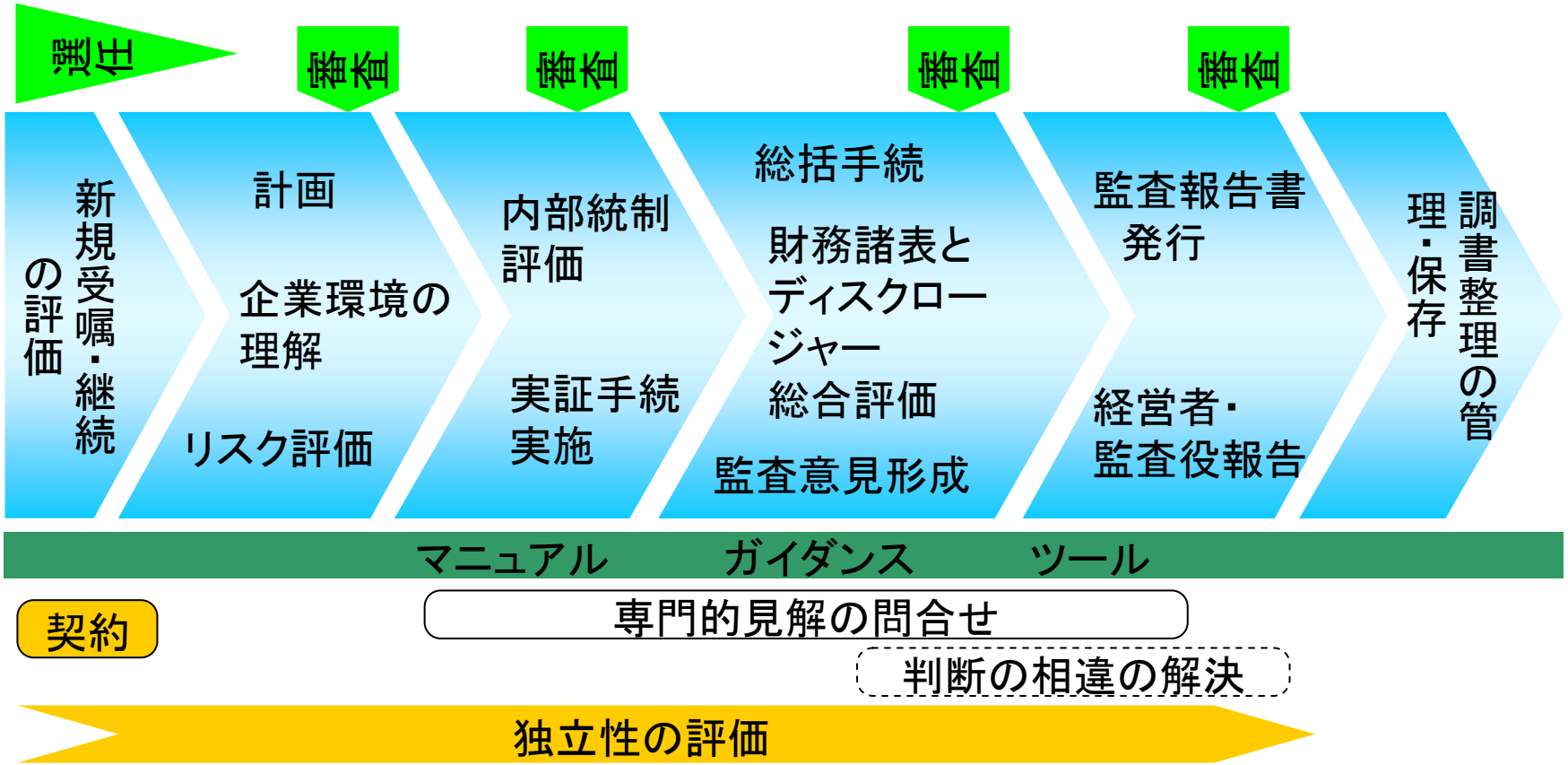

4. 不備の原因分析　参考(3)

（トップの姿勢、事務所風土と品管体制）

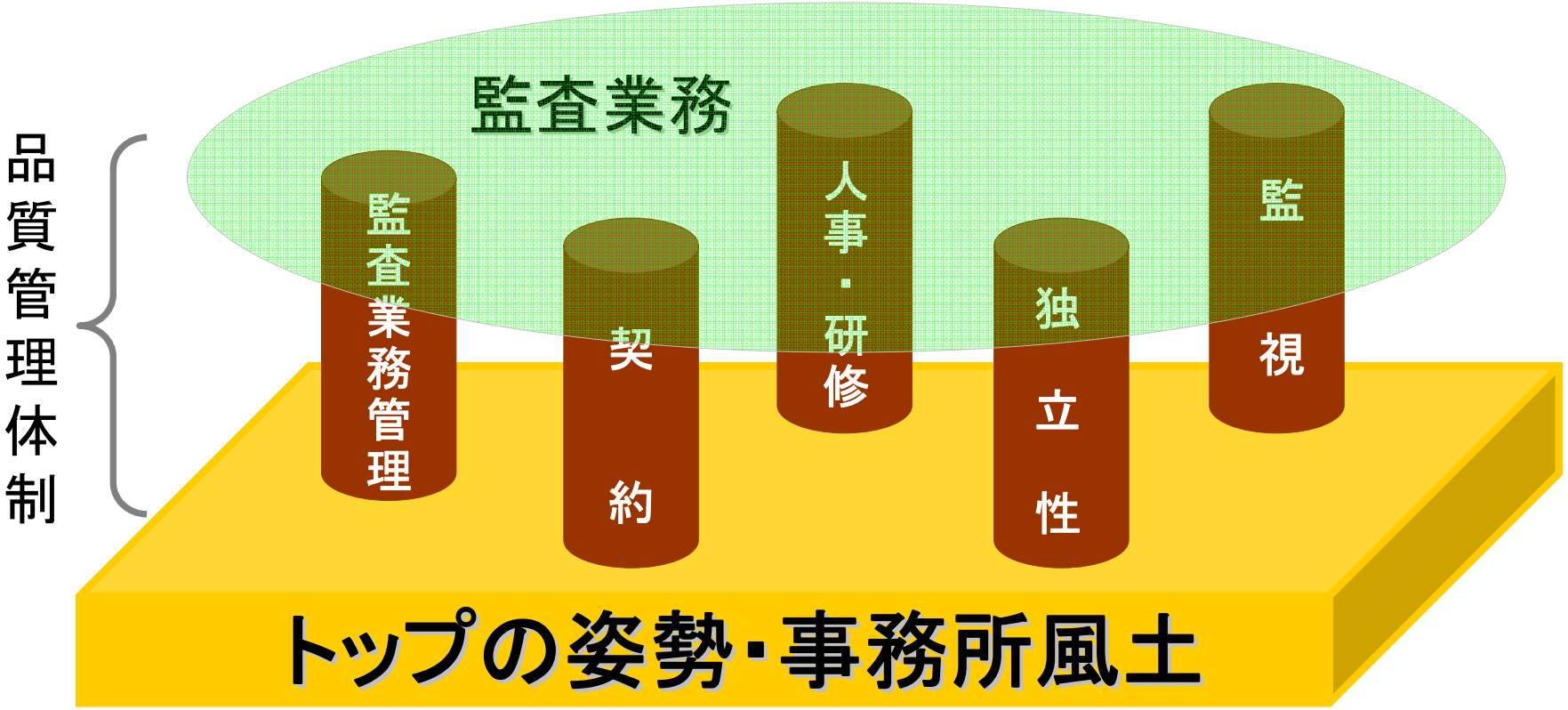

4. 不備の原因分析　参考(4)

（監査事務所の品質管理体制概要）

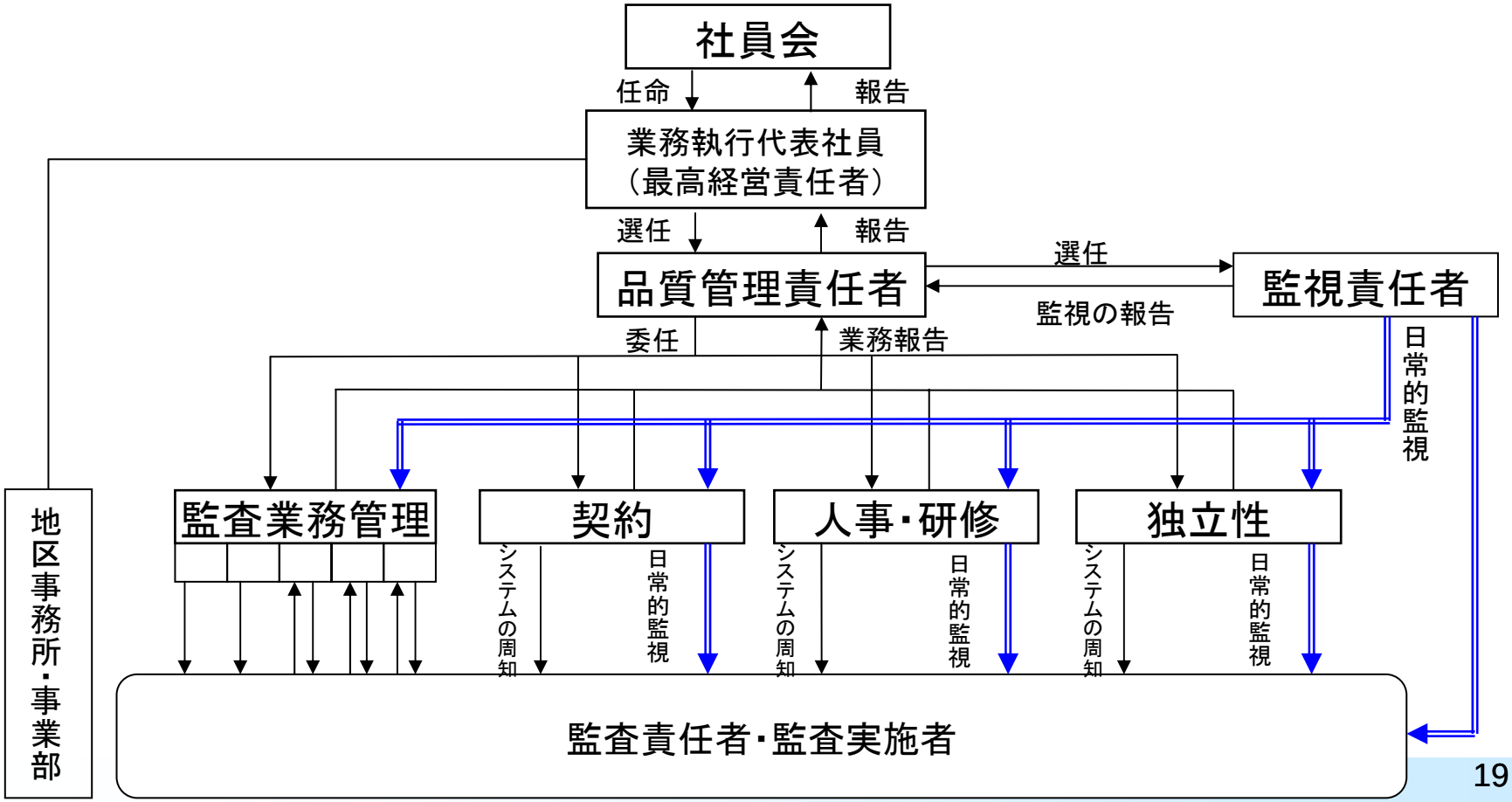

4. 不備の原因分析　参考(5)

(監査業務管理)

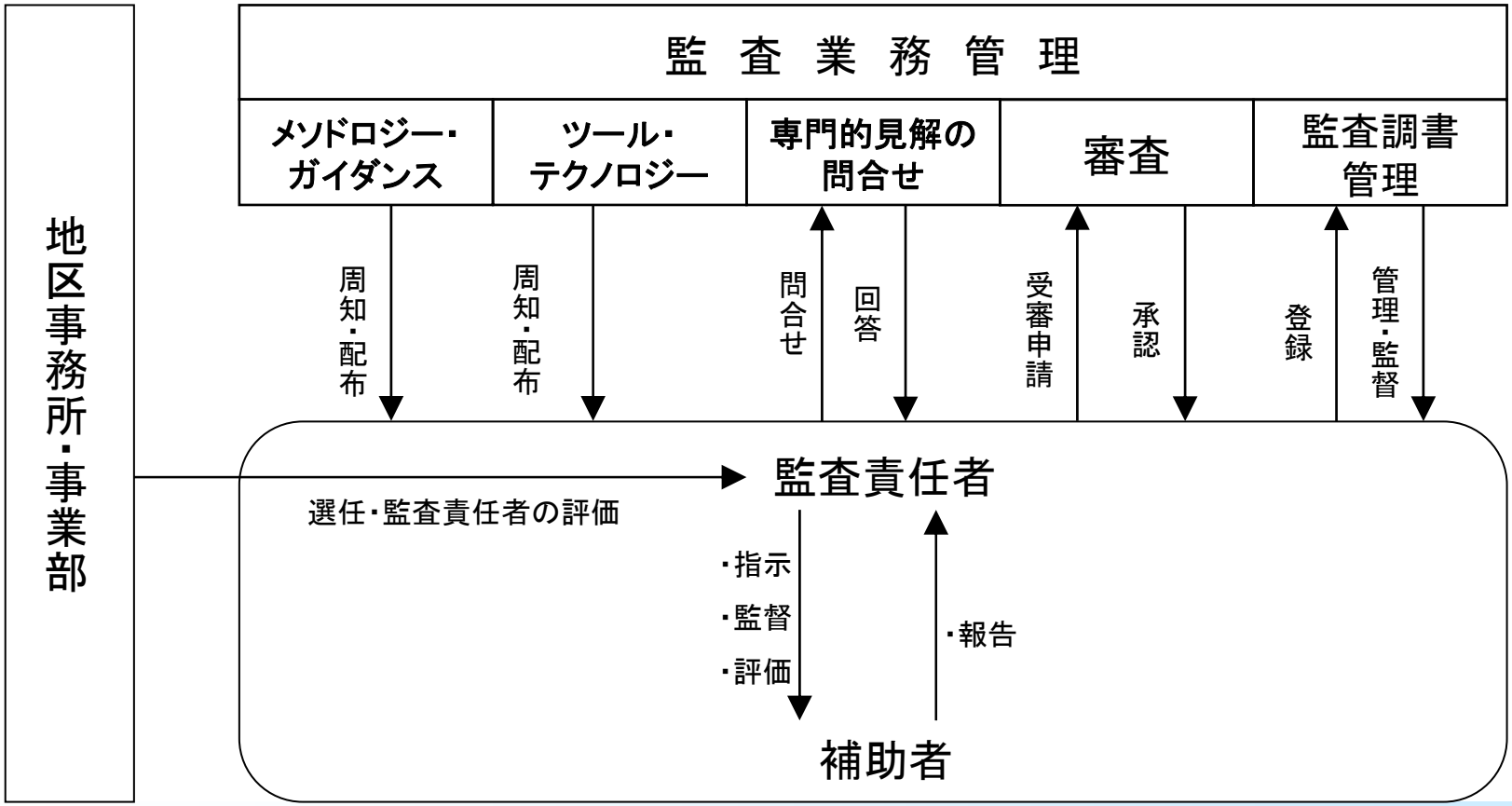

4. 不備原因の分析　根本原因の例(1)

品管体制に関する原因の例

A　トップの意識・姿勢
B　組織風土(品管軽視、責任感の欠如)
C　品管責任者の能力、経験、責任感の欠如
D　品管担当者の関与時間不足
E　非有効なシステム
F　不完全な審査
G　監視の欠落

4. 不備の原因分析　根本原因の例(2)

監査実施者に関する(人的)原因の例

1　専門知識(各種基準/業種知識等)の不足
2　経験の不足
3　モチベーションの不足、丁寧さの欠如
4　正当な注意・職業的懐疑心の欠如
5　不十分な関与時間
6　上位者による指導、監督の不徹底
7　審査の不徹底

4. 不備原因の分析　根本原因の相関

（不備原因の相関）

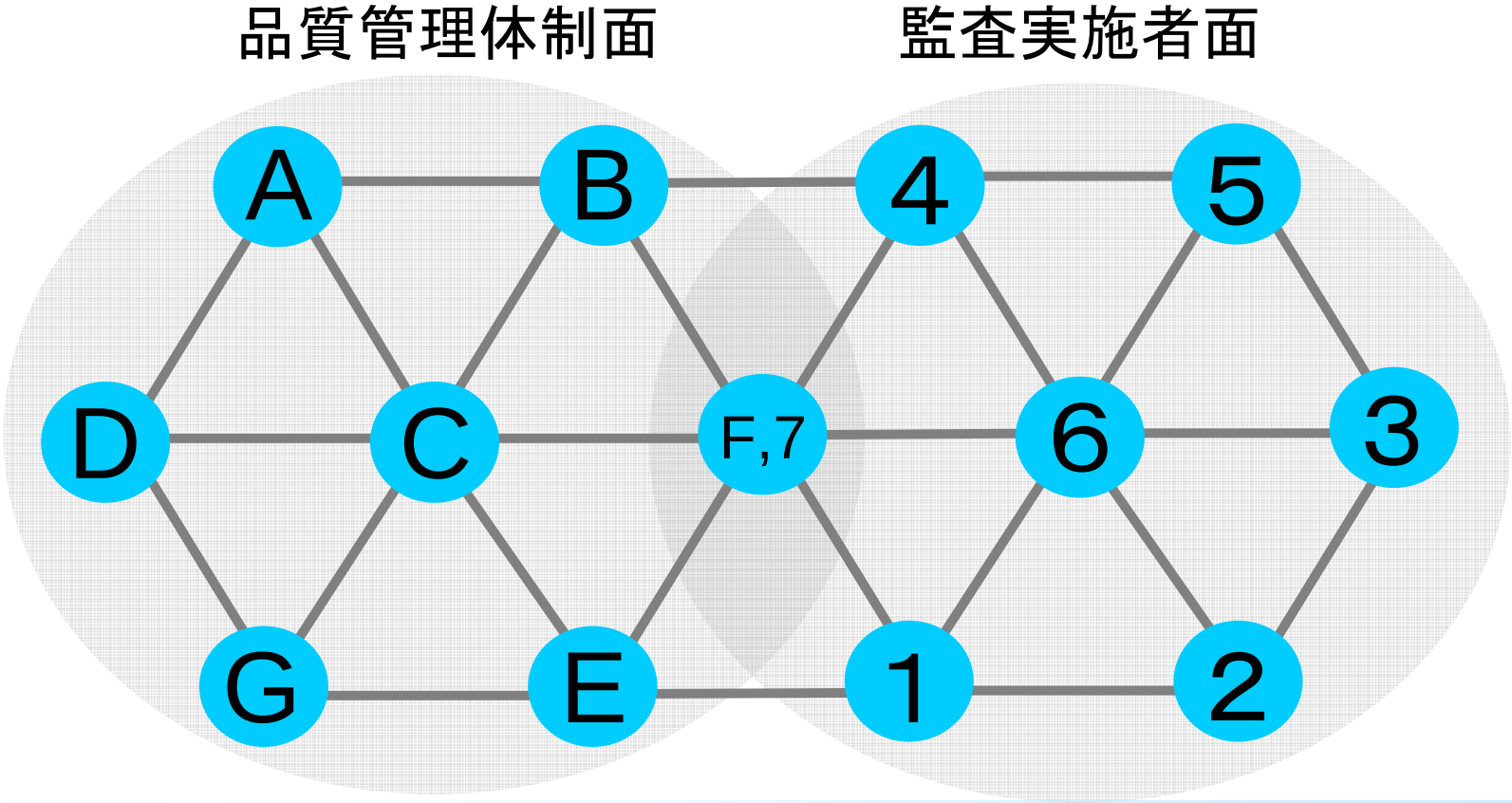

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク･アプローチに基づく監査計画の立案

重要性の基準値の決定及び改訂

事例１･事例２

＊＜　＞内は検査実施年度

・重要性の基準値を算出しているものの、監査手続の策定を監査実施者の経験等のみで判断しており、勘定や取引ごとの重要性の値を考慮していない。＜H21＞（監査基準委員会報告書第５号第７項）

・重要性の基準値を変更しているが、これに伴う試査範囲の変更等について、監査計画の見直しの要否を検討していない。＜H20＞（監査基準委員会報告書第５号第９項）

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

事例１・事例２

監査基準委員会報告書第５号

第７項　監査人は、重要性の基準値を基に、勘定や取引ごとの重要性の値を考慮する必要がある。（後略）
第９項　監査人は、重要性の基準値を改訂した場合、その改訂が発見リスクの程度に及ぼす影響を考慮するとともに、それまでに実施した監査への影響も検討し、監査計画の見直しを行い、必要に応じてリスク評価手続又はリスク対応手続を追加して実施しなければならない。

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

重要な虚偽表示のリスクの評価

事例3

「財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク」、「財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスク」及び「特別な検討を必要とするリスク」の特定が行われておらず、リスクに関連付けた監査手続を立案していない。＜H21＞（監査基準委員会報告書第29号第94・95・102項）

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

重要な虚偽表示のリスクの評価

事例3　　監査基準委員会報告書第29号

第94項　監査人とは、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価しなければならない。（後略）

第95項　監査人は内部統制のデザインを評価し、それが業務に適用されているかどうかを判定する際に入手した監査証拠を含め、リスク評価手続を実施して入手した情報をリスク評価を裏付ける監査証拠として使用する。監査人は、リスク評価に基づいて、リスク対応手続、その実施の時期及び範囲を決定する。

第102項　監査人は、第94項に記載しているリスク評価の過程で、監査人の判断により、識別した重要な虚偽表示のリスクから特別な監査上の検討を必要とするリスク、すなわち、特別な検討を必要とするリスクを決定しなければならない。（後略）

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

IT統制リスクの評価

情報システムから作成された情報の正確性と網羅性の確認

事例4

滞留売掛金の評価に際し、情報システムにより作成された情報を利用して いるが、その正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。＜H21＞（監査基準委員会報告書第30号第12項、同報告書第31号第11項）

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

IT統制リスクの評価

情報システムから作成された情報の正確性と網羅性の確認

事例4　**監査基準委員会報告書第30号**

第12項　監査人は、情報システムによって作成された情報を監査手続の実施において利用する場合、情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手しなければならない。

　例えば、監査人は、情報システムによって作成された財務情報以外の情報又は予算情報を、分析的実証手続や運用評価手 続等の監査手続を実施するために利用する場合、情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手する。

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

IT統制リスクの評価

情報システムから作成された情報の正確性と網羅性の確認

事例4　**監査基準委員会報告書第31号**

第11項　企業が作成した情報を監査人が監査手続に利用する場合、監査人は情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手しなければならない。（後略）

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

委託業務に係る統制リスクの評価

事例5

被監査会社は、販売等に係る業務プロセスをアプリケーションサービスプロバイダー（ASP）に委託しているが、監査チームは、被監査会社の財務諸表について、ASPの内部統制から受ける影響について検討していない。＜H22＞（監査基準委員会報告書第18号第5項、IT委員会報告第3号第41項）

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

委託業務に係る統制リスクの評価

事例5　　監査基準委員会報告書第18号

第5項　委託会社監査人は、監査計画を策定するに当たり、次の点に留意して委託会社の財務諸表が受託会社の内部統制にどの程度影響を受けるかを検討しなければならない。

(1)　委託業務に関連する取引記録及び財務諸表項目の重要性や固有リスク
(2)　取引の承認、実行、計算、集計、記録などの業務のうち委託した範囲
(3)　委託会社に存在する委託業務に係る内部統制の状況

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

委託業務に係る統制リスクの評価

事例5　　IT委員会報告第3号

第41項　ITに関わる様々な業務については、これを自社で行わず、外部業者（受託会社）へ委託しているケースが非常に多い。情報システムの開発局面だけでなく、日々の運用に際して例えばデータセンター、ASP（Application service provider)と言われる外部の業者に多くの部分を委託することも一般的なこととなりつつある。このような状況の下では、情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの評価を行うにあたって、被監査会社だけでなく受託会社もその対象に加える必要がある。この場合に監査人は、受託会社に対する監査手続の実現可能性につき留意する。（後略）

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

財務諸表の監査における不正への対応

事例6

経営者による内部統制の無視のリスクに対応して、総勘定元帳に記録された仕訳や決算プロセスにおける修正について検討したとしているが、実際になされた検討は訂正仕訳についてだけであり、経営者による内部統制の無視のリスクに対応した手続としての総勘定元帳に記録された仕訳や決算プロセスにおける修正についての適切性の検証を実施していない。また、代表者への貸付などの被監査会社にとって通例ではないと判断される重要な取引について、事業上の合理性を検討していない。＜H21＞（監査基準委員会報告書第35号第76項）

5. 指摘事例　個別監査業務

リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

財務諸表の監査における不正への対応

事例6　**監査基準委員会報告書第35号**

第76項　監査人は、経営者による内部統制の無視のリスクに対応するため、次の監査手続を立案して実施しなければならない。

(1)　総勘定元帳に記録された仕訳や決算プロセスにおける修正についての適切性の検証

(2)　会計上の見積りに関し、不正による重要な虚偽の表示につながる偏った傾向があるかどうかの検討

(3)　企業の通常の事業活動の範囲を超えた重要な取引、又は企業及び企業環境に関する監査人の理解に基づけば通例でないと判断される重要な取引に係る事業上の合理性の理解

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

棚卸資産

事例7

棚卸資産の評価に対する監査手続として、移動平均法による計算処理に係る内部統制に依拠せず、その正確性を検討するための実証手続を実施するとしていたにもかかわらず、当該実証手続を実施していない。なお、当該事項は協会の品質管理レビューにおける指摘事項であったため、前期においては移動平均法による原価の計算の正確性を検討しているが、当該手続を監査手続書に記載していなかったことなどから当期の監査においては未実施であった。＜H21＞（監査基準委員会報告書第13号第13項）

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

棚卸資産

事例7　**監査基準委員会報告書第13号**

第13項　監査人は、会社の見積りに際して行われた計算の正確性を次の手続により検討する。

(1) 会計上の見積りにおいて用いられた計算式が、設定された仮定に対して適切であるか否かを検討する。この場合、過去の監査から得られた知識、同業他社が採用している方法、会社の経営計画等を考慮する必要がある。

(2) 設定された仮定及び収集された情報に基づき正確な計算がなされたか否かを検討する。

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

有価証券

事例8

監査チームは、連結子会社株式の減損の要否について、監査調書に「被監査会社は、前期に策定した利益計画と実績に大きな乖離がないため、当該株式の減損は不要と判断している」旨を記載するだけで、当該利益計画に係る社内承認やその実行可能性等を検討した過程を監査調書に記載していない。＜H21＞（監査基準委員会報告書第13号第12･22項、同報告書第31号第11項）

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

棚卸資産

事例8　**監査基準委員会報告書第13号**

第12項　監査人は、会計上の見積りに用いられた情報が適切であるか否かを、次の観点から検討する。

(1)　情報の正確性、目的適合性及び信頼性
(2)　会計システムを通じて処理された情報との整合性
(3)　会社の外部から入手した情報との整合性

第22項　監査人は、実施した監査手続、会計上の見積りの合理性に関する評価結果等を監査調書に記録しなければならない。

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

有価証券

事例8　監査基準委員会報告書第31号

第11項　企業が作成した情報を監査人が監査手続に利用する場合、監査人は情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手しなければならない。

証明力のある監査証拠を入手するためには、監査手続で利用する情報は正確で、かつ、網羅的である必要がある。例えば、標準価格に販売数量を掛け合わせて売上高の監査を行う場合、監査人は価格情報が正確であること及び、販売数量データが正確かつ網羅的であることを考慮する。（後略）

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

貸倒引当金

事例9

被監査会社の売掛金の回収状況が良好ではないことを把握していたことから、売掛金の評価に関する監査手続として、滞留債権の有無について財務部長等に質問し、被監査会社が作成した売掛金の年齢調べ表等をレビューするとともに、予定どおり入金されていない得意先について、個別に理由を聴取することにより、貸倒引当金の追加計上の必要はないと判断したとしている。しかしながら、監査チームは、当該判断に至る検討過程を監査調書に記載していない。＜H21＞（監査基準委員会報告書第13号第12・13・22項、同報告書第31号第11項）

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

貸倒引当金

事例9　**監査基準委員会報告書第13号**

第12項　監査人は、会計上の見積りに用いられた情報が適切であるか否かを、次の観点から検討する。

(1)　情報の正確性、目的適合性及び信頼性

(2)　会計システムを通じて処理された情報との整合性

(3)　会社の外部から入手した情報との整合性

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

貸倒引当金

事例9　**監査基準委員会報告書第13号**

第13項　監査人は、会社の見積りに際して行われた計算の正確性を次の手続により検討する。

(1)　会計上の見積りにおいて用いられた計算式が、設定された仮定に対して適切であるか否かを検討する。この場合、過去の監査から得られた知識、同業他社が採用している方法、会社の経営計画等を考慮する必要がある。

(2)　設定された仮定及び収集された情報に基づき正確な計算がなされたか否かを検討する。

第22項　監査人は、実施した監査手続、会計上の見積りの合理性に関する評価結果等を監査調書に記録しなければならない。

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

繰延税金資産の回収可能性

事例１０

被監査会社は、繰延税金資産の回収可能性に係る監査基準委員会報告第66号における区分2に該当する会社であり、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産を計上している。

　しかしながら、監査チームは、被監査会社の連結子会社の清算手続により解消されると見込まれる貸倒引当金等の計上に係る将来減算一時差異について、清算に伴う資産の売却等に係る意思決定の有無や売却される資産の金額等の妥当性を確かめるための手続を実施していない。（次頁に続く）

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

繰延税金資産の回収可能性

事例１０

（次頁からの続き）

また、被監査会社の経営環境が過去３年間に比して悪化しているにもかかわらず、被監査会社が作成したスケジューリング上の今後５年間の課税所得の見積額が、過去３年間の連結税引前当期純利益の平均値の５年分とされていることについて、その合理性を確かめるための手続を実施していない。＜H21＞（監査委員会報告第66号第５項、監査基準委員会報告書第13号第７・９項）

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

繰延税金資産の回収可能性

事例１０　　監査委員会報告第66号

第５項(1)　業績は安定しているが、期末における将来減産一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等

　過去の業績が安定している会社等の場合、すなわち、当期及び過去（おおむね３年以上）連続してある程度の経常的な利益を計上しているような会社の場合には、通常、将来においても同水準の課税所得の発生が見込まれる。したがって、そのような会社については、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産は回収可能性があると判断できるものとする。

5. 指摘事例　個別監査業務

会計上の見積りの監査

繰延税金資産の回収可能性

事例１０　　監査基準委員会報告書第13号

第７項　監査人は全体としての財務諸表に関連し、経営者が行った会計上の見積りの合理性について評価しなければな　らない。そのため、監査人は会計上の見積りに係る固有リスクの程度及び統制リスクの程度を評価し、財務諸表に含まれるべき重要な会計上の見積りが漏れなく合理的に行われていることに関する十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

第９項　監査人は、会計上の見積りが合理的であるか否かを判断するために、会計上の見積りに関する監査リスク、金額的重要性、監査の効率性等を考慮して、次の監査手続を選択し、実施する。会計上の見積りが合理的であるか否かの判断は、入手した他の監査証拠との整合性についても考慮して行う必要があることに留意する。（後略）

5. 指摘事例　個別監査業務

確認

事例11

売掛金の残高確認において、監査チームは、基準日を平成21年1月31日とする確認手続を実施するとともに、一部の顧客については顧客の月次締め日を考慮して、1月20日現在の残高を確認したとしているが、ロール・フォワード手続において、2月1日から3月31日までの期間を対象とするだけで、1月21日から1月31日までの期間を対象としていない。＜H21＞

（監査委員会報告第72号第6項（1）、監査基準委員会報告書第19号第28項）

5. 指摘事例　個別監査業務

確認

事例１１　　監査委員会報告第72号

第６項(1)　期末日前に実証手続を実施した場合には、監査人は期末日前に検証した残高と期末日の残高とを関連付けるためにロール・フォワード手続を実施する。すなわち監査人は、ロール・フォワード手続自体によって得られる証明力、期末日前に実施した実証手続によって得られる証明力、及び統制リスクの程度の相互関係を勘案することにより、期末日において十分な監査証拠を入手できるようロール・フォワード手続を決定する必要がある。（後略）

5. 指摘事例　個別監査業務

確認

事例11　　監査基準委員会報告書第19号

第28項　監査人は、発見リスクの程度が中位又は高い場合、監査要点に適合する監査証拠を入手するため、貸借対照表日前の一定の日を確認基準日として確認を実施する監査計画を策定することがある。この場合、確認基準日から貸借対照表日までの間に、当該監査要点に関連する取引に重要な虚偽の表示がないことについて、監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要があるかどうかを検討しなければならない。

5. 指摘事例　個別監査業務

確認

事例12

完成工事未収金の残高確認において、被監査会社に確認状を持参させており、確認状の発送及び返信の回収について自らコントロールしていないほか、回答の信頼性を検討していない。＜H22＞（監査基準委員会報告書第19号第21･24項）

5. 指摘事例　個別監査業務

確認

事例12　　**監査基準委員会報告書第19号**

第21項　監査人は、確認先の選定、確認状の作成、発送及び返信の回収について自らコントロールしなければならない。監査人は、確認状の宛先が適切であることを確かめ、確認状を自ら発送するとともに、返信が名宛人からの回答かどうかを検討する。

第24項　監査人は、確認に対する回答の信頼性について検討しなければならない。回答の信頼性について何らかの懸念をもった場合、監査人は、例えば、名宛人へ電話して、回答の詳細について問い合わせる。また、監査人は、回答を、例えばファックスや電子メールで受診した場合、特に回答者の信頼性について検討し、原則として、回答の原本の送付を要請する。

5. 指摘事例　個別監査業務

関連当事者

事例１３

関連当事者との取引について、関連当事者に関する情報の網羅性を確認するための以下の手続を実施していない。

ｱ) 被監査会社が取締役等の関連当事者に対し行った取引の有無に関する調査の回答書の閲覧

ｲ) 経営者等に対する他の企業との連携関係に関する質問

ｳ) 株主名簿の閲覧による主要株主の判断

また、関連当事者との取引の承認や記録に関する内部統制について検討していない。

＜H21＞（監査基準委員会報告書第34号第6･10項）

5. 指摘事例　個別監査業務

関連当事者

事例13　　**監査基準委員会報告書第34号**

第6項　監査人は、経営者から提供されたすべての既知の関連当事者の名称を識別した情報を検討し、当該情報の網羅性に関する次の監査手続を実施しなければならない。

- 既知の関連当事者の名称について過年度の監査調書を査閲する。
- 関連当事者を識別するための企業の手続を評価する。また、必要と認めた場合には、企業が取締役等の関連当事者に対し行った取引の有無に関する調査の回答書を閲覧する。
- 経営者等に他の企業との提携関係を質問する。
- 株主名簿を閲覧し主要株主を判断する。また、必要と認めた場合には、名義書換代理人から主要株主の一覧表を入手する。（後略）

第10項　監査人は、企業の内部統制を理解する場合には、関連当事者との取引の承認や記録に関する内部統制について検討しなければならない。

5. 指摘事例　個別監査業務

監査役とのコミュニケーション

事例１４

監査チームは、監査役等の職務執行に関連して重要と判断した事項について、監査役等とのコミュニケーションを実施したとしているが、その内容を監査調書に記載していない。
＜H22＞（監査基準委員会報告書第25号第４・10項）

5. 指摘事例　個別監査業務

監査役とのコミュニケーション

事例１４　　監査基準委員会報告書第25号

第４項　監査人は、監査役が経営者に対するモニタリングの機能を果たし内部統制の有効性を高めるために、監査人が監査において判断した事項及び発見した事項のうち監査役等の職務遂行に関連して重要と判断する事項について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。
第10項　監査役等とのコミュニケーションは、口頭又は書面で行われる。口頭でコミュニケーションを行った場合にも、監査人はその内容を監査調書に記録する。

5. 指摘事例　個別監査業務

他の監査人の監査結果の利用

事例１５

海外子会社の監査において、他の監査人の監査結果を監査証拠として利用しているが、当該他の監査人による監査が日本の監査の基準に準拠して実施する場合と実質的に同一であるかを検討していないほか、他の監査人が採用した重要性の基準値も把握していないなど、主たる監査人として実施すべき監査手続を実施していない。＜H22＞（監査基準委員会報告書第８号第３・７項（３）・（５））

5. 指摘事例　個別監査業務

他の監査人の監査結果の利用

事例１５　　監査基準委員会報告書第８号

第３項　主たる監査人は、他の監査人の監査結果を利用する場合であっても、自らすべての必要な監査手続を実施した場合と同様に十分かつ適切な監査証拠に基づいて監査意見を表明するため、主たる監査人として十分に関与することが必要である。

したがって、主たる監査人としての関与の程度及び他の監査人の監査結果を利用する程度は、主たる監査人が自らの専門的判断によって決定する。その際、主たる監査人は、他の監査人の監査結果を利用することによって効果的かつ効率的な監査が実施できることを考慮すべきである。

5. 指摘事例　個別監査業務

他の監査人の監査結果の利用

事例１５　　監査基準委員会報告書第８号

第７項　主たる監査人は、他の監査人の監査の範囲及び手続が主たる監査人の監査目的に照らして適切かつ十分となるように、他の監査人に対して以下の手続を実施しなければならない。

(3)　主たる監査人は、原則として、他の監査人の監査を日本の監査の基準に準拠して実施するように指示する。ただし、国外の監査人が日本の監査の基準以外の監査基準（当該国の監査基準又は国際会計士連盟(IFAC)の国際監査・保障基準審議会(IAASB)が公表する国際監査基準）に準拠して監査を実施する場合、日本の監査の基準に準拠して実施する場合と実質的に同じであると主たる監査人が判断するときは、当該監査基準に準拠して実施された監査結果を利用することができる。

（次頁に続く）

5. 指摘事例　個別監査業務

他の監査人の監査結果の利用

事例１５　　監査基準委員会報告書第８号

（次頁からの続き）

第７項

(5)　主たる監査人は、他の監査人の監査において特に留意すべき事項、重要性の判断基準、主たる監査人への報告事項と報告様式及びその期限等を他の監査人に通知する。他の監査人からの報告は、主たる監査人が要請する様式や、主たる監査人が認める様式のほか、準拠した監査基準に従った監査報告書によって入手することができる。

5. 指摘事例　個別監査業務

専門家の業務の利用

事例16

被監査会社が保有する販売用不動産の評価の妥当性の検討において、不動産鑑定士から取得した不動産鑑定評価書を監査証拠として利用しているが、当該不動産鑑定士の専門家としての能力や客観性について検討していない。＜H22＞（監査基準委員会報告書第14号第6項）

5. 指摘事例　個別監査業務

専門家の業務の利用

事例16　　監査基準委員会報告書第14号

第6項　監査証拠を入手するに当たり専門家の業務を利用する場合、監査人は当該専門家の専門家としての能力を検討しなければならない。この検討に際し、監査人は次の点について考慮する必要がある
(1)　適切な専門家団体による専門家である旨の証明又は当該団体への会員登録
(2)　監査人が監査証拠を求めようとしている分野での専門家としての経験及び評判

5. 指摘事例　個別監査業務

監査結果の取りまとめの検討

事例１７

発見した未訂正及び訂正済の虚偽の表示について、当該表示が不正の兆候であるか、また、内部統制の不備に起因するものであるかを検討していない。＜H22＞（監査基準委員会報告書第35号第86項、監査・保証実務委員会報告第82号４．（８））

5. 指摘事例　個別監査業務

監査結果の取りまとめの検討

事例１７　　監査基準委員会報告書第35号

第86項　監査人は虚偽の表示を発見した場合、当該虚偽の表示が不正の兆候であるかどうか検討し、兆候であると判断したときには、他の監査局面との関係、特に経営者の陳述の信頼性に留意して、当該虚偽の表示が与える影響を検討しなければならない。

5. 指摘事例　個別監査業務

監査結果の取りまとめの検討

事例17　監査・保証実務委員会報告第82号

4. (8)　期中の財務諸表監査の過程（通常は実証手続の実施）で発見した虚偽記載について、経営者が財務諸表を修正し、かつ、虚偽記載が生じた原因が内部統制の不備であると判断された場合で、当該不備が期末日までに是正されなかった場合には、監査人は経営者の当該不備に対する内部統制報告書での取扱いについて検討し、内部統制監査の意見形成を行う。（次頁に続く）

5. 指摘事例　個別監査業務

監査結果の取りまとめの検討

事例17　　監査・保証実務委員会報告第82号

（次頁からの続き）

　期末日以降の財務諸表監査の過程（通常は実証手続の実施）で発見した虚偽記載について、経営者が財務諸表を修正し、かつ、虚偽記載が生じた原因が内部統制の不備であると判断された場合には、監査人は経営者の当該不備に対する内部統制報告書での取扱いについて検討し、内部統制監査の意見形成を行うことになる。

6. 指摘事例　品質管理体制

全般

業務運営全般

事例１

最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、監査法人としての適正な業務運営を確保するための指示等や監査業務の品質を合理的に確保するための監査実施者の配置の検討を行っておらず、監査業務を行うために必要な要員が確保されていない。また、最高経営責任者等として、監査の基準において求められている、監査業務の品質管理に関する必要な指示及び監督をほとんど行っていないほか、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視が実効性をもって実施されていない。＜H21＞

6. 指摘事例　品質管理体制

全般

品質管理に関する責任

事例２

品質管理のシステムの整備及び運用について、最高経営責任者は、品質管理担当責任者に対し具体的な指示をしておらず、また、品質管理担当責任者が実施している品質管理に関する業務を具体的に検証していないなど、品質管理担当責任者に任せきりにし、その職責を果たしていない。＜H21＞（品質管理基準委員会報告書第１号第13・15項）

6. 指摘事例　品質管理体制

全般

品質管理に関する責任

事例3

品質管理担当責任者は、監査業務の業務執行社員を兼務するとともに、法人全体の品質管理を一人で行っており、品質管理に関する業務に必要な時間や人員が確保されていない。また、品質管理に関する最終的な責任を負っている社員会等は、品質管理担当責任者による品質管理に関する業務の実施状況の把握や具体的な指示を行っていない。＜H22＞（品質管理基準委員会報告書第1号第13・15項）

6. 指摘事例　品質管理体制

全般

業務改善への取組

事例4

協会の品質管理レビューにおける指摘事項の改善について、監査実施者への研修等による周知及び品質管理のシステムの監視による是正措置の実施などにより、全監査業務において適切な対応を図るとしているものの、具体的な改善計画及び対応策を策定していないほか、監査実施者への研修等による周知が徹底されていない。＜H21＞

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

職業倫理独立性

事例5

年次の一斉確認について、品質管理担当責任者が、受嘱1年目は独立性の確認を行ったことから2年目以降も前年と同じであろうと考えたことや、各監査実施者が被監査会社等に対する独立性の確認のために必要となる情報（被監査会社等の連結子会社や持分法適用会社等のクライアントリスト）について把握しているであろうと考えたことから、以下のとおり、不備がみられる。＜H21＞（品質管理基準委員会報告書第1号第21・25項）（次頁に続く）

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

職業倫理独立性

事例5

（次頁からの続き）

ｱ) 被監査会社等に対する独立性の確認のために必要となる情報を作成していない。

ｲ) 大会社等以外の一部の会社について、独立性の確認を行っていないほか、大会社等の監査業務について、一部の監査実施者の独立性の確認を行っていない。

ｳ) 倫理委員会研究報告第１号において、監査人の独立性チェックリストとして定められているもののうち、法令編の監査法人用のチェックリスト及び倫理規則編のチーム構成員用のチェックリストを使用していない。

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

監査実施者の採用、教育・訓練、評価、選任

事例6

CPEの履修状況を一元的に管理していなかったことなどから、一部の監査補助者において、必須研修項目の履修単位不足が発生している。＜H21＞
（協会会則第116条、継続的専門研修制度に関する規則第6条）

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

監査契約の新規の締結及び更新

事例7

監査契約の新規の締結に際し、後任監査人となる業務執行社員は、前任監査人に対し、監査基準委員会報告書第33号第13項に列挙された事項について、質問し、回答を得たとしているが、当該質問及び回答が適切に行われたことを示す事実が文書化されていない。＜H22＞（監査基準委員会報告書第32号第14項、同報告書第33号第13項）

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

監査業務に係る審査

事例8

内部規程において、会計方針の変更や継続企業の前提に関する事項については事前審査を受けることとされているにもかかわらず、ソフトウェアの売上処理の変更や継続企業の前提の注記を付すような監査業務について、事前審査を受けていない。＜H19＞（監査基準委員会報告書第32号第30項）

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

監査業務に係る審査

事例9

会社法監査や四半期レビューに関する意見審査を受けることなく監査報告書を発行している。＜H21＞（監査基準委員会報告書第32号第37項）

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

監査業務に係る審査

事例１０

監査業務に係る審査において、以下の項目に関する検討が実施されていない。（監査基準委員会報告書第32号第39項）

ｱ) 監査実施者が実施した独立性の評価＜H22＞

ｲ) 監査の実施中に識別された特別な検討を必要とするリスク及び当該リスクに対する対応＜H21＞

ｳ) 監査報告書の適切性＜H22＞

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

品質管理システムの監視

事例１１

日常的監視について、監視項目ごとの手続、範囲、基準が定められていないほか、実施手続の内容、実施結果等が文書化されておらず、最高経営責任者等への伝達も行われていない。＜H22＞（品質管理基準委員会報告書第１号第90・93・101・104項）

6. 指摘事例　品質管理体制

品質管理の各項目

品質管理システムの監視

事例１２

定期的な検証について、以下のとおり、不備がみられる。＜H22＞（品質管理基準委員会報告書第１号第94・97・101項）

ｱ) 定期的検証の計画について、実施時期やサイクル等を決定していない。

ｲ) リスク・アプローチに基づく監査計画の策定等に不備が発見されたにもかかわらず、当該不備の内容を監査実施者等に対し伝達していない。

ｳ) 定期的検証の結果発見された事項が業務執行社員及び社員会等に報告されていない。

7. おわりに

社会から信頼される監査遂行のために